

市と国の共同による住民のための雇用対策の推進

広島市雇用対策協定の締結

- 市長と厚生労働大臣が、法令、予算等に準拠した内容の雇用対策協定を締結。
 - 生活面で困難・問題を抱えた者（若者、高齢者、子育て中の方、障害者、生活困窮者）に対する雇用支援策などについて規定。
 - 共通の事業目標の下、取組を推進する旨規定。
 - 協定の内容を実施するため、市長が労働局長に対し要請した場合は、労働局長は要請に迅速に対応する旨規定。
- ※ 今後、周辺自治体と連携した広域的な雇用対策協定の締結も検討。

生活困窮者の就労支援を全区で実現

- 全区役所（福祉事務所）で生活困窮者（生活保護受給者等）の就労支援の共同窓口を設置。ハローワークと一体となった支援を実現。
- 現在の2区に加え、新たに2区で常設窓口を設置。その他の区では窓口を定期的に開ける。

市が職業訓練に積極的に関与

- 公共職業訓練（委託訓練）のコース設定等に関する広島県、広島市、広島労働局間の連携体制を構築。
- 共同窓口の支援対象者については、市での相談状況も踏まえてハローワークが職業訓練の受講指示等を行う。

公労使による雇用対策協定の共同推進

- 行政、労働者団体、使用者団体の代表者が参加する雇用対策協定推進協議会を設置。
- 地域の関係者が雇用対策協定に基づく雇用対策等を共同で推進する体制を確立。

市議会への労働局長の出席等

- 市議会の求めに応じ労働局長が参考人として市議会に出席。国の立場から雇用対策協定等に係る雇用対策の取組を説明し、質疑も受ける。
- 住民の就職実現のため、市長とともに労働局長も市民に説明。